

文化団体等の大会等出場に対する支援金交付規程

制定 平成24年 3月27日

改正 平成25年 6月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、市民が生涯にわたり文化活動を持続できるよう、大会等に出場する場合に、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）が交付する支援金について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる文化活動)

第2条 この規程において対象となる文化活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 財団が文化事業として市民文化の創造及び育成の観点から展開している市民参加型の音楽、演劇等のコンクール、コンテスト等に類するもの。
- (2) 財団が平塚市からの受託事業として展開している囲碁の選手権大会等に類するもの。

(支援金交付の対象)

第3条 支援金交付の対象は、国際団体、国又は地方公共団体等が主催する大会等で国際規模、全国規模又は関東規模の大会等（予選会のないものを除く。）に出場する次に掲げるものとする。

- (1) 前条第1号に規定する音楽、演劇等のコンクール、コンテスト等に類するもの 市内の団体（構成員が市内に居住する個人が過半数を占めるものに限る。）
- (2) 前条第2号に規定する囲碁の選手権大会等に類するもの 市内に居住する個人、市内の団体（構成員が市内に居住する個人が過半数を占めるものに限る。）又は市外の団体に属している市内に居住する個人
- (3) 第1号及び前号に準ずるもので、理事長が特に認める大会等

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、原則として別表に定めるとおりとする。

(支援交付申請)

第5条 支援金の交付申請を行うものは、大会等の前日までに、別に定める文化団体等の大会等出場に対する支援金交付申請書に当該大会等の出場を証する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(支援金交付決定)

第6条 理事長は、前条の申請により支援金交付について適否の決定を行い、適当と認めた場合には、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により支援金の交付決定を受けたものは、当該大会等の終了後、速やかに成績等の結果を理事長に報告するものとする。

(交付金の交付)

第8条 理事長は、前条の報告があった場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、支援金について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

別表（第4条関係）

(1) 音楽、演劇等のコンクール、コンテスト等の関係				
大会等の種類		国際規模	全国規模	関東規模
団 体	事業所	50,000円	30,000円	20,000円
	学校 クラブ			
(2) 囲碁の選手権大会等の関係				
大会等の種類		国際規模	全国規模	関東規模
個 人		20,000円	10,000円	5,000円
団 体	事業所	50,000円	30,000円	20,000円
	学校 クラブ			

備考

- 1 個人を適用する場合、同一団体から複数の出場者があり団体の金額を超えるときは、団体の金額とする。
- 2 団体を適用する場合、個人の金額を超えるときは、個人の金額とする。
- 3 県内で開催される関東規模又は全国規模の大会等の出場者への支援の額は、表に定める額の半額とする。
- 4 同一大会等での個人と団体との重複は、認めない。
- 5 申請は、個人、団体ともに各種類（国際規模、全国規模、関東規模の大会等）各年度1回とする。